

【会社法制分野】

◆ 優 秀

「合併差止めと株主の保護・合併実行の利益」

木原 彩夏（立命館大学 経済学部 准教授）

---

本論文は、平成 26 年改正会社法により新設された合併差止制度（略式合併以外の合併について株主による差止めを認める制度を指す、以下「新設された合併差止制度」という）を題材として、同制度がいかに運用されるべきかについて検討するものである。検討方法はドイツにおける登記停止及び登記許容手続に関する議論を参照する方法を採る。

新設された合併差止制度における差止請求の要件は、合併が法令定款に違反し、かつ株主が不利益を受けるおそれがあることである。しかしながら、この要件の解釈において争いがあり、いかなる場合に合併差止めを認めるべきかが明確にされているとはいえない。

ドイツにおいては、合併が適法に行われることを監督する権利を保障するために、合併登記の申請の際に、合併承認決議の瑕疵を争う訴訟が係属中でないことを表明しなければならない、という制度がある。これにより、合併承認決議の瑕疵を争う訴えが提起されていれば合併の登記ができなくなる（このことを登記停止という）。しかし、この制度を濫用する株主が現れたため、合併承認決議の瑕疵を争う訴訟が係属中であっても、例外的に、裁判所が合併を登記することができるか否かを判断する手続が設けられた。この手続を登記許容手続（Freigabeverfahren）という。

現行法における登記許容手続は、①（合併承認決議の瑕疵を争う）訴えが不適法であるか、又は明らかに訴えに理由がないこと、②取消訴訟等の原告が、少なくとも 1000 ユーロの株式を保有していることを申立送達後一週間以内に証明しないこと、③裁判所の自由な心証によれば、申立人（※決議の瑕疵を争う訴訟における被告たる会社等）の主張する会社及びその株主の本質的な不利益が、被申立人（※決議の瑕疵を争う訴訟における原告たる株主）の不利益を上回るために、合併を即時に効力発生させる利益が優先すると思われること（ただし法律違反が特別に重大である場合を除く）のいずれかが満たされれば、合併承認決議の瑕疵を争う訴えが提起されていても合併の登記をすることができる、というものである。

この登記許容手続の要件のうち、主に議論の対象となっているのが上記③（「利益衡量条項」と呼ばれる）である。特に、立法資料においては、合併が中止となった場合の会社側

の損害が甚大であることを重視して、幅広く利益衡量条項の適用を認めようとする考え方が示されているのであるが、この考え方に対して、合併承認決議の瑕疵の有無が十分に審理されず、株主の合併に係る監督是正権が制限されているのではないかという議論がある。

我が国においても、株主が有する法令定款に従った会社経営を求める権利のうちの一つとして、合併が適法に行われることを確保する権利が認められなければならない。そして、新設された合併差止制度は、このような権利を確保し実現するための中核的手段として活用されるべきである。

ドイツ法における制度及び議論状況に鑑みれば、わが国の新設された合併差止制度の要件の解釈においても、例えば株主に具体的な経済的不利益が生じた場合にのみ「株主が不利益を受けるおそれがあること」を認める等、この株主の不利益要件を厳格に解釈してしまうと、過度に株主の権利を制限することとなるおそれがある。したがって、わが国においては、合併に係る監督統制権が制限されることのないよう、合併が法令定款に違反するという要件を中核的な要件として重点的に審理すべきであって、「株主が不利益を受けるおそれがあること」の要件に関しては株主の権利を害さないように柔軟に解釈するべきである。